

- 本号の内容
- 1 署名活動はじまる「憲法違反の保釈条件、取り消せ」……………p1
 - 2 国賠訴訟第1回口頭弁論、8月21日に……………p1
 - 3 武委員長、保釈直後のインタビュー……………p2

憲法違反の保釈条件、取り消せ 団体署名活動はじまる

●かたちを変えた弾圧

武委員長と湯川副委員長が640日ぶりに保釈された。しかし、①組合事務所に立ち入ってはならない、②組合員の多くと面会、電話、メールなど一切接触してはならないとする保釈許可条件が付けられている。同様の条件を付けられた組合員も多い。

委員長、副委員長はじめ役員が多くが執行委員会にも出席できない。組合活動そのものの禁圧条項といっても過言ではない。

一連の刑事弾圧は、警察・検察・裁判所が一体となった「労組壊滅作戦」。大量逮捕の局面はたしかに終わりつつあるが、かたちを変えて弾圧がつづいているといっている。異様な保釈条件はそのことを物語るものだ。

団結権と人権を侵すこの重大な憲法違反の保釈条件を取り消せと、大津地裁と和歌山地裁に求める団体署名活動がはじまった。7月末日が第1次集約、8月10日が最終集約。8月下旬に提出予定だ。(署名用紙は「関西生コンを支援する会」のホームページからダウンロードできます。今回は団体署名のみです。)

<https://www.sienkansai.org/>



国賠訴訟、8/21に第1回口頭弁論

コロナ禍で延期されていた国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が、以下の日程で開かれることになった。「関生支部をやめろ」などと逮捕された組合員や家族に迫った警察と検察、組合事務所立ち入りを禁じる保釈条件を決めた裁判所。団結権と人権を公然と侵す、国(検察と裁判所)、滋賀県警、京都府警、和歌山県警の責任を迫及するたたかいだ。

当日は原告全員(菊池本部委員長、武関生支部委員長、湯川副委員長ら)が意見陳述の予定だ。

●8月21日(金)10:30~12:00 東京地裁103号法廷

*コロナ感染防止で人数制限。傍聴は抽選となります

18:30~20:00 報告集会(連合会館・2F大会議室)

